

## 支援事業・制度の概要

分野	④環境
活用する場面	IV「地域でイベントや講演会、講座を開催したい」場面
事業・制度の名称	愛媛県環境マイスター派遣事業
趣旨	民間団体が開催する環境保全に関する学習会や講演会などへ、主催団体が望む環境に関する各分野の専門家を県が講師として派遣するとともに、派遣にかかる費用を負担し、県民が行う自発的な環境活動を支援する制度です。
実施主体	学校(保護者団体を含む。)、地域環境活動グループ、自治・町内会、事業者団体など
支援対象事業	民間団体が開催する環境保全に関する学習会や講演会など
採択要件、補助要件	学校(保護者団体を含む。)、地域環境活動グループ、自治・町内会、事業者団体などで、以下の(1)から(3)の条件を満たす環境保全に関する学習会や講演会などです。 ただし、国・地方公共団体等から助成されている事業は、対象としません。 (1) 県内において、県民を対象に開催されるもの (2) 参加者がおおむね20人以上のもの (3) 政治、宗教又は営利を目的としないもの ※ 環境マイスターの派遣は、1団体について1年度当たり1回(1名)です。
補助率、補助限度額等	1時間当たり6,000円(12,000円を限度)の講師謝金を県が負担します。
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	愛媛県体験型環境学習センターを通じて随時募集
最近の実績	平成24年度 37団体に派遣
県の担当窓口	環境政策課 環境計画係 TEL : 089-912-2346 FAX : 089-912-2344 E-mail : kankyou@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	愛媛県体験型環境学習センター
関係URL	<a href="http://www.i-ecohouse.jp">http://www.i-ecohouse.jp</a> <a href="http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/kyouiku/meister/mei-boshuu.html">http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/kyouiku/meister/mei-boshuu.html</a>